

第2回 鶴川・沙流川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場 議事録

■日 時：令和2年5月29日（金）

■会 場：書面による開催

■構 成 員：室蘭開発建設部、胆振総合振興局、上川総合振興局、むかわ町、日高町、
平取町、鶴川土地改良区、北海道電力（株）、ほくでんエコエナジー（株）

■議事内容

1 開会

2 議題

【議題】 ※事務局から資料1～3を各構成員に配布、意見提出等はメールにより実施。

(1) 治水協定の締結

(2) スケジュール

【質疑応答】

《ほくでんエコエナジー》

(事前放流ガイドラインについて)

3. 事前放流後に水位が回復しなかった場合について

当社においては水位が回復しなかった場合、発電電力量の減少となります。

この場合損失補填の対象と考えていますがよろしいでしょうか

《事務局》

事前放流ガイドラインによる損失の補填は、事前放流に使用した利水容量が回復しないことに起因して、必要な水量が確保できず利水者に特別の負担が生じた場合に、地方整備局等と利水事業者が協議の上、必要な費用を負担する内容となっています。

発電については、電力量の減少に対する火力発電所の焚き増し等の代替発電費用の増額分とされていますが、具体的手続きや算定方法については別途整理される予定ですので、詳細については分かり次第共有することといたします。

《胆振総合振興局》

スケジュール表を確認したところ、第2回協議の場の後の関係する機関の取り組みとして、「多目的ダム実施要領の作成及び利水ダム操作規程の変更」「情報網の整備」と記載されていますが、これはいつまでを目途に実施する予定でしょうか？

(6月予定の第3回協議の場開催前を目指すということなのでしょうか？)

《事務局》

第3回協議の場では整備完了時期を協議し、工程表を作成する予定ですが、第3回協議の場の開催前までに、すべての対応を完了させるものではありません。

多目的ダムの実施要領、利水ダムの操作規程の変更手続きの完了までには日数が必要ですが、変更手続きが速やかに進められるよう調整し、早期に運用が行えるよう協議を進めていくこととなりますので、ご協力願います。

なお、情報網の整備のうち、国土技術政策総合研究所で準備を進めている降雨予測システムについては、6月から閲覧可能となる予定です。北海道開発局等で作業中のその他情報網の整備についても、状況が分かりましたら共有します。

【治水協定の締結】

各水系の治水協定については、以下の全構成員から治水協定締結へ同意の意思が示されたので、第2回協議の場開催日である令和2年5月29日付で、治水協定の締結を行うこととする。

○鷓川水系治水協定

室蘭開発建設部、胆振総合振興局、上川総合振興局、むかわ町、北海道電力（株）、鷓川土地改良区

○沙流川水系治水協定

室蘭開発建設部、胆振総合振興局、日高町、平取町、北海道電力（株）、ほくでんエコエナジー（株）

3 その他 ※特になし

4 閉会

(以上)